

令和4年第3回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和4年3月28日)

召集年月日 令和4年3月28日（月）

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 令和4年3月28日 午後2時55分

閉会 令和4年3月28日 午後3時20分

出席委員（10名）

1番 松井厚雄（職務代理） 2番 渡邊典子 3番 松尾 豊
4番 桑田一広 5番 塩野鐘吉 8番 古池洋子
9番 岩崎誠一 10番 早川和夫（会長） 11番 谷口浅雄
13番 瀧下光生

欠席委員（3名）

6番 菅原節夫 12番 細川正博 14番 田中久博

出席事務局

局長 奥 治房 次長 小西 守 書記 藤原 昭洋
早川与志樹
谷口有利子

提出議案

議案第12号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する
法律による特定農地貸付けの承認申請審議について

局長 皆さんご苦労様です。
ただ今から、令和4年第3回おおい町農業委員会を開催いたします。
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に
6番 菅原委員、12番 細川委員、14番 田中委員の
3名より欠席の連絡を受けております。
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております
1議案を予定しております。
それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつ
をいただきたいと存じます。
会長、よろしく願いいたします。

会長 本日は、令和4年第3回おおい町農業委員会を招集さ
せて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、
ご出席頂きまして誠にありがとうございます。
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いた
だきますようよろしく願い申し上げます。

[開 会]
議長

それではただ今から議事に入ります。
本日の出席委員は、10名でございまして、おおい町農
業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたしま
す。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせ
て頂きます。

[日程 1]
議長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります
が、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよ
ろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは 2番 渡邊委員さんと9番 岩崎委員さんを
指名いたします。

[日程 2]
議長

日程2 議案第12号 特定農地貸付けに関する農地法
等の特例に関する法律による特定農地貸付け承認申請審議
について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長

はい、議長

議案第12号は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が〇〇〇から借上げた農地を、契約を結んだ者に貸付け、野菜などを栽培してもらい農園を開設するため、特定農地貸付規程を農業委員会に提出し、その承認を得るための申請であります。詳細は書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長

(議案第12号資料朗読)

特定農地貸付とは、営農者が行う農作業の一部を農業者以外の者が体験する「農業体験型」とは違い、農園の開設者と農園の貸し借りの契約を結んだ者がその農園で自ら農作物を栽培し、収穫までを行うものです。この農園を開設する開設者は、農業委員会に農地の貸付規程を提出し、その承認を得ることで貸農園を開設することができます。今回、おおい町ではこの特定農地貸付法による貸農園は初めての案件になります。

特定農地貸付法の貸農園の要件としては、一区画が1反以内であること、一回の貸付期間が5年未満であること、借りる人が営利目的での栽培を行わないことです。今回の〇〇〇〇〇の申請では、一区画が30㎡、一回の貸付期間は1年であること、区画の面積から営利目的でないことが明らかなることから要件は満たしていると考えられます。

農業委員会の承認の基準としては、当該農地が「周辺の農地における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地から見て、適切な位置にあり、規模も妥当であるか」、「特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平であるか」、「貸付期間などの条件が適切であるか」、ですが、当該農地の状態から見て、貸農園に利用しても周辺農地の営農に影響はないと考えられること、貸付規程により貸付の募集は広報やチラシの一般公募であり公平な方法あること、また、貸付期間などの条件はさきほどの説明のとおり要件が満たされていることなどにより承認の基準は満たされていると考えられます。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりま

すのでご報告願います。

瀧下委員

はい、議長。

こちらは22日に細川委員と現地を確認いたしました。事務局説明のとおり、周辺の農地の営農に影響はなく、承認基準に合致していると判断いたしました。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

古池委員

営利目的でないとはどういうことか。

藤原書記

市民農園を利用する人が営利目的か、ということです。貸付ける〇〇側ではありません。貸し付ける面積が30㎡であることから営利目的ではないことは明確です。

古池委員

一人で借りる面積の制限はよいのか。

藤原書記

貸付規定に面積制限があると思われれます。

古池委員

この農地の所有者は届出等必要ないのか。

局 長

〇〇の〇〇〇の方であるため、貸農園として〇〇が借り受けて利用できますので、所有者の届出は不要です。〇〇が農園を開設することが一番簡易にできる方法であると考えます。県内でも〇〇が何件か農園を開設しています。

松井委員

個人で開設する場合は難しいのか。

谷口書記

個人で開設する場合は、市町村と個人との間で別に貸付協定を結んでいただきます。その後の流れは〇〇の場合と同じです。

松井委員

もし個人で開設したい人がいれば農業委員会や町に相談に行けばよいのか。

藤原書記

そのとおりです。ただし、貸付ける人が農地の所有者でない場合は中間管理機構を通して利用権設定が必要になる

など条件がありますので注意が必要です。

早川委員 今回の承認申請の有効期限はいつまでなのか。

谷口書記 ○○からの特定農地貸付規定には有効期限はありません。
土地所有者と○○との契約は自動更新の契約になっています。

議 長 ほかにご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、日程2 議案第1
2号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律による特定農地貸付け承認申請審議については、承認するものと決定いたします。

議 長 それでは、これを持ちまして上程いたしました全ての日程を終了し、令和4年第3回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。